

国地契第20号
国官技第188号
国営計第81号
国空予管第417号
国空空技第227号
国空交企第175号
国北予第33号
平成30年9月7日

北海道開発局

事業振興部長 殿

営繕部長 殿

東京航空局

総務部長 殿

空港部長 殿

保安部長 殿

大臣官房

地方課長

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

航空局

予算・管財室長

航空ネットワーク部空港技術課長

交通管制部交通管制企画課長

北海道局

予算課長

平成30年北海道胆振東部地震による災害復旧工事等に係る
入札・契約手続等について

平成30年度国土交通省所管事業の執行については、「平成30年度国土交通省所管事業の執行について」（平成30年3月30日付け国会公第240号）及び「平成30年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成30年3月30日付け国官総第293号、国官会第3829号、国地契第76号、国官技第307号、国営管第456号、国営計第122号、国北予第27号）に基づき実施さ

れているが、平成30年北海道胆振東部地震による災害復旧工事等については、被災地の一日も早い復旧・復興のため、その迅速かつ確実な執行が求められることから、他の発注者等との連携を図るとともに、同工事に係る入札・契約手続等について、公正性・透明性の確保に遺漏がないよう留意し、地域企業の活用に配慮しつつ、当面下記のように取り扱われたい。

記

1. 入札契約方式の適用

災害復旧工事等の入札契約に当たっては、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）等に基づき、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、随意契約、指名競争の適用を検討し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

「一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成6年6月21日付け建設省厚発第262号、建設省技調発第131号）、「一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成17年10月7日付け国地契第81号、国官技第136号、国営計第84号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第5条第1項の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「政府調達協定」という。）の対象工事については40日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては5日前（政府調達協定の対象工事については10日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

3. 他の発注者との調整

災害復旧工事等の発注に当たっては、被災地全体の復旧・復興に資するよう、被災地の発注者協議会の場合などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

4. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。